

一般社団法人鹿児島青色申告会

青空通信

発行元 一般社団法人鹿児島青色申告会
 編集人 広報委員長 今村芳行
 〒892-0821
 鹿児島市名山町9-1県産業会館3階
 電話：099-223-1411
 F A X：099-227-0227
 E-mail:kagoshima_aoiro@yahoo.co.jp
 URL :http://www.kagoshima-oiro.com



ようこそ青色申告会へ



鹿児島青色申告会会長
八坂泰司

新しく入会された皆様、ようこそ青色申告会へ。青色申告会は「自書記帳」「自書申告」を基本とし、個人事業主の皆様が適正な記帳、申告、そして事業の発展へ繋げていけるよう、精一杯お手伝いさせていただきます。税理士の相談や帳簿の付け方、会計ソフトによる記帳、節税に役立つ共済や、融資、労務や法務などの専門的な相談まで、個人事業主の皆様が事業を進めていくうえで困りのことがございましたら、青色申告会までご相談ください。きっと力になれます。

また、青色申告会は、個人事業主の皆様で組織されている団体です。税務に関する研修会はもちろん、会員旅行やおはら祭りの参加など、同業種、異業種の方が集まるイベントもご用意しております。

情報交換、異業種との交流を深めて、事業の発展に役立てていただければと思います。

青色申告会は、会員の皆様に「会に入会してよかった」と思われる会づくりを心掛けていきたいと考えております。結びに会員各位のご発展とご家族の繁栄を心からご祈念申し上げましてごあいさつと致します。

▼相談会場である産業会館も連日大盛況



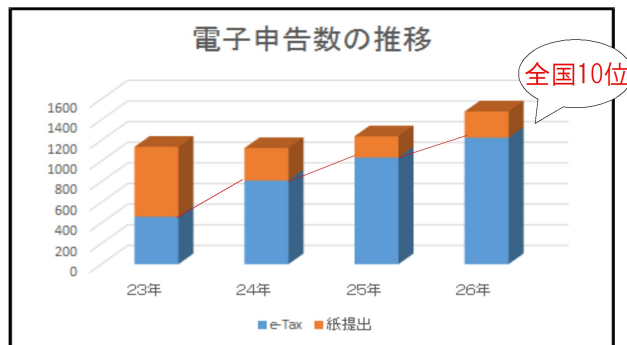
▲MBCラジオで特集！

また、その内、e-Taxを利用した電子申告を1,225件致しましたが、これは全来場者数の実に80%以上にあたります。近年、e-Taxの利用に協力してくださる方の増加が著しく、おかげさまで、今回の相談会場もe-Taxを利用して正確で円滑な確定申告を行うことが出来ました。ありがとうございました。

平成26年度確定申告 おつかれさまでした。

確定申告お疲れ様でした。ホッと胸を撫で下ろしているところではないでしょうか。当会では、平成27年2月2日から3月16日までの間、平成26年度分の確定申告個別相談を実施いたしました。

会場には延べ、1,846名もの方に足をお運びいただき、所得税1,479件、消費税179件の申告をお手伝いさせていただきました。



▲23年から26年では1000人ほど増加がみられる

会場ではこんな声も

ためになる税理士先生とのお話。相談時間も15分程度で、待ち時間も30分くらい！プロの視点でチェックしていただき、安心料も含めて会員になってよかった。



下伊敷：Yさん(飲食業)



玉里：Tさん(建設業)

決算書、申告書を税理士さんが漏れがないか細かくチェックしてくれるので安心申告、お茶の準備も有りがたい～欲をいえば飴より煎餅かな？(笑)

Event Information

●青色学校のお知らせ～青色申告が初めての方、手書き記帳の方のための勉強会～

- ・青色申告を始めたけどどうしたらいいかわからない…
- ・今年から開業で、経理のやり方がわからない！
- ・今年から白色も帳簿付けが必要って聞いたのですが…
- ・帳簿ってそもそも…
- ・今からでも間に合うでしょうか??

毎月1回、講師の税理士が、青色申告の仕組みから、基本的な出納帳のつけかたなど、丁寧に指導します。

今年から青色申告を始めた！という方、何年も青色をやっているけど、また一から勉強したい！！という方も大歓迎！是非、ご参加ください！！



- ◎募集定員 30名
 - ◎開催時期（不動産所得の方）
第1回 7月13日（月）10：00～
第2回 8月10日（月）10：00～
（全3回を予定）
 - ◎開催時期（営業所得の方）
第1回 7月13日（月）13：30～
第2回 8月10日（月）13：30～
（全5回を予定）
 - ◎会場 県産業会館3F 会議室
 - ◎内容 簿記の基本、出納帳のつけかた
日常の取引 決算準備まで
 - ◎参加費 **無料！**（但しテキスト代500円別途）
 - ◎講師 税理士（青色申告会会員）
- 参加希望の方は同封の申込用紙にてお申し込みください。
※第3回以降は後日日程を調整致します。

●源泉徴収説明会のお知らせ

従業員や専従者に給与を支払っている事業主の方は、納期の特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税は7月10日までが納付期限となります。

■ 従業員・アルバイトや専従者に給与を支払っている方、源泉税額が発生していない専従者・従業員しか雇用しない事業主であっても、所轄税務署に納付書を提出する必要があります。

- ◎募集定員 30名
- ◎開催時期 午前の部 7月6日（月）10：00
午後の部 7月6日（月）14：00
- ◎会場 県産業会館3階会議室
- ◎内容 源泉の仕組み・源泉徴収簿のつけかた
- ◎参加費 **無料！**

ご持参いただくもの

- ・納付書（納税者番号・住所・氏名の印字されたもの）
- ・平成27年源泉徴収簿（氏名・住所・生年月日を必ず記入して下さい）
- ・印鑑
- ・過去2年分の源泉徴収簿、及び納付済み納付書の控え

《源泉徴収とは》

給与を支払うものが、支払う際に「源泉税額表」により計算し、支払う金額からその所得税額を差し引いて納付するというものです。

《源泉徴収した所得税の納付》

①納付期限

源泉徴収した所得税は、原則として支払った月の翌月10日までに納付しなければならないことになっています。

②納期の特例等

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることにより、年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています。

予定納税の減額申請は 7月15日（水）迄です



会 員 探 訪



今回紹介するのは、真砂本町で昨年11月1日に開店したホヤホヤのケーキ店「Three Daughter」（スリードーター）の田島竜二さん(39)と奥様の貴代さんご夫妻。

場所は、これも最近開店したニシムタ鴨池店の駐車場前。赤いテントのかわいいお店。そのユニークな店名は三人の娘という意味で、ロゴマーク(髪型)の中にもお嬢さんの頭文字があらわれている。「店名は二人で話し合い、ロゴはプロの方をお願いして決めました。」まさに、家族への愛情が店内にも溢れている。

▲ 田島竜二さんと奥様の貴代さん夫妻

一 仕事を始めたきっかけ

「もともと建築関係の仕事をしていたのですが、仕事中にケガをして続けられなくなり、この道に入った。」修行先の娘さんである貴代さんにご結婚、12年余り修行し、昨年独立、開業。「建築もお菓子も同じモノづくり、通ずるものがあって、夢もあるし、これだ!と思ってスムーズに入れました。」と話す店主の竜二さん。そう語る笑顔からは誠実さが伝わってくる。

一 おいしさのポイント

「おすすめのマロンケーキは、霧島の栗を使っているんですよ。」と竜二さんが言うと、奥様の貴代さんも「イチゴロールも県内産の苺ですよ。」としっかり竜二さんをフォロー。なるほど、ここのケーキは二人三脚、甘い筈だ!

ケーキ作りはなかなか奥深いらしく、例えば、ガトーショコラは卵黄と卵白を別々に泡立てるが、生チョコのケーキは、卵黄卵白も一緒に合わせて泡立てる。粉を先に入れたり、バターを後からだったり、手順によって、生地のでき方、食感が違ってきて、ケーキそれぞれに工夫があるようだ。

気になるケーキは?



▲ チーズスプレは1日1個限定。やみつきになるやわらかさだ。

一 帳簿上での苦勞は?

帳簿の苦勞は?という、まだケーキ作りのようにはいかないようだ。「青申会に入って一つ一つ勉強していきたい。」「産業会館に行って何でも相談しますね。」とお二人。若い笑顔が初々しい。更に繁盛するのを祈りながら赤いテントのお店を後にした。

(取材: 広報委員長)

Three daughter (スリードーター)

鹿児島市真砂本町52-8-1

営業時間 9:00~19:00 ☎099-254-3930



編集委員の感想 『フワッと口の中でチーズが溶けて、上品な甘さ!』

あなたのお店、職業を青空通信で紹介しませんか?

掲載希望の方は青色申告会事務局までお問い合わせください。

海外三二知識イギリス編

平成26年分の確定申告も無事終了いたしました。鹿児島青色申告会も年々会員数が増えるなか、お名前がカタカナ表記の会員さんが数名いらっしゃいます。そこで今回のコーナーは確定申告時期によく耳にする単語を英語でご紹介いたします。突然の海外移住!?で個人事業を起業される際にお役にたつと思います。

※イギリス英語とアメリカ英語では少しだけ表現が違ったりします。

減価償却	: Depreciation	デプレシエーション
確定申告	: Final return	ファイナル リターン
青色申告	: Blue return	ブルー リターン
専従者給与	: Full-time person salary	フルタイム パーソン サラリイ
還付金	: Repayment money	リペイメント マネイ
現金出納帳	: Cashbook	キャッシュブック
売掛金	: Accounts receivable	アカウンツ レシバヴォ
買掛金	: Accounts payable	アカウンツ ペイアヴォ
青色申告特別控除	: Blue return special deduction	ブルーリターンスペシャルディダクション
青色申告会会員	: Blue return Association member	ブルー リターン アソシエーションメンバー
会費	: Membership fee	メンバー シップ フィ
貸借対照表	: Balance sheet	バランス シート
損益計算書	: profit and loss account	プロフィツ アンド ロス アッカウンツ



～国章～



*イギリスの正式国名はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国

United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

所得税は1798年にイギリスで創設されたのが始まりです。日本では明治20年（1887）に導入されていますが、これは世界でも早い方でした。所得税導入の検討は、明治時代に入ると間もなく始められており、明治17年には大蔵省によって所得税法の草案が作成されました。

これはイギリスの税制をもとにしたもので、分類所得税や源泉課税方式などが盛り込まれていました。この後、すでに所得税を施行している各国の税の沿革などを参考として所得税法が誕生しました。

（国税庁ホームページより抜粋）

イギリスの税務年度は4月6日から翌年4月5日までを1月31日までに申告義務。1日でも遅れると100ポンドの罰金が科せられるそうです。
（1ポンド：176円4月11日現在）

2014年所得税率と課税所得

- ・開始税率10%→0～2,880ポンド（利子が適用。しかし所得が2,880ポンドを下回る場合はこの税率適用）
- ・基礎税率20%→0～31,865ポンド
- ・高税率 40%→31,866～150,000ポンド
- ・追加税率45%→150,000ポンド超

*年齢により基礎控除額や所得限度額の線引きが設けられている。

*ウィリアム王子が民間企業に就職！4月1日のニュースで知りました！！

あなたも広報誌を作ってみませんか。興味のある方は事務局まで！

